

令和 5 年度運営指導概要

(介護保険事業関係)

令和 6 年 9 月

目 次

	頁
Ⅰ．運営指導の実績	Ⅰ
2．R 5 年度文書指摘の概況	2
3．R 5 年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）	2
4．R 5 年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所別）	3
5．文書指摘の主な事項（年度別）	4
6．文書指摘事項の具体的内容	5
7．介護報酬の返還状況（直近 10 年間）	6
【参考】R 6 年度運営指導における減算・文書指摘の状況（9 月上旬現在）	7

1. 運営指導の実績

区 分	運営指導対象数	運営指導数	実施率(%)
介護保険事業	1,450	304	21.0
施設サービス事業	118	29	24.6
居宅サービス事業 (内訳)	854	182	21.3
訪問介護	167	36	
訪問入浴介護	6	0	
訪問看護	74	18	
通所介護	202	51	
通所リハビリテーション	114	12	
短期入所生活介護	111	27	
短期入所療養介護	51	7	
特定施設入所者生活介護	35	9	
福祉用具貸与	46	11	
福祉用具販売	48	11	
介護予防サービス事業 (内訳)	478	93	19.5
訪問入浴介護	6	0	
訪問看護	74	18	
通所リハビリテーション	113	12	
短期入所生活介護	107	26	
短期入所療養介護	51	7	
特定施設入所者生活介護	33	8	
福祉用具貸与	46	11	
福祉用具販売	48	11	

※ 運営指導対象数は、令和5年4月1日現在

2. R5年度文書指摘の概況

区 分	介護保険施設・事業所
運営指導施設・事業所数	304
文書指摘施設・事業所数	31
指摘率（％）	10.2
指摘件数	39

3. R5年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所				
	施設 サービス	居 宅 サービス	介護予防 サービス	計	指摘率 (B/A)
運営指導対象施設・事業所数	118	854	478	1,450	
運営指導施設・事業所数 A	29	182	93	304	
文書指摘を受けた施設・事業所数 B	2	24	5	31	10.2%
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	指摘数	割合
	件	件	件	件	%
【人員に関する基準】	3	13	1	17	43.6
【設備に関する基準】	0	0	0	0	—
【運営に関する基準】	1	8	3	12	30.8
【介護給付費の算定及び取扱い】	0	9	1	10	25.6
【その他】	0	0	0	0	—
合 計	4	30	5	39	100.0

4. R5年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所				
	施設 サービス	居 宅 サービス	介護予防 サービス	計	指摘率 (B/A)
運営指導対象施設・事業所数	118	854	478	1,450	
運営指導施設・事業所数 A	29	182	93	304	
文書指摘を受けた施設・事業所数 B	2	24	5	31	10.2%
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	指摘数	割合
	件	件	件	件	%
【人員に関する基準】	3	13	1	17	43.6
① 職員の不足、必要な資格がないなど	3	13	1	17	
【設備に関する基準】	0	0	0	0	—
① 設備居室、病室などの不備	0	0	0	0	
【運営に関する基準】	1	8	3	12	30.8
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	0	1	0	1	
② サービス提供の記録などの不備	0	0	0	0	
③ 利用料の受領に関する不備	0	0	0	0	
④ サービスの取り扱い方針の不備・ 不徹底など	0	0	0	0	
⑤ 運営規程の不備	0	2	1	3	
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	1	2	2	5	
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	0	
⑧ 衛生管理が不十分	0	0	0	0	
⑨ 個人情報取扱の不備など	0	0	0	0	
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	
⑪ 事故発生時の対策が不十分	0	0	0	0	
⑫ 非常災害対策の不備	0	2	0	2	
⑬ その他	0	1	0	1	
【介護給付費の算定及び取扱い】	0	9	1	10	25.6
【その他】	0	0	0	0	—
合 計	4	30	5	39	100.0

5. 文書指摘の主な事項（年度別）

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	前年度 比(%)
運営指導対象施設・事業所数	1,441	1,445	1,433	1,450	101.2
運営指導施設・事業所数 A	232	235	438	304	69.4
文書指摘を受けた施設・事業所数 B	7	14	25	31	124.0
指摘率（B/A）	3.0%	6.0%	5.7%	10.2%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度 比(%)
【人員に関する基準】	0	13	27	17	63.0
① 職員の不足、必要な資格がないなど	0	13	27	17	63.0
【設備に関する基準】	0	0	0	0	—
① 設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0	—
【運営に関する基準】	7	10	13	12	92.3
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	0	0	0	1	—
② サービス提供の記録などの不備	0	0	0	0	—
③ 利用料の受領に関する不備	1	0	0	0	—
④ サービスの取り扱い方針の不備・ 不徹底など	4	7	10	0	—
⑤ 運営規程の不備	0	0	0	3	—
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	1	1	2	5	250.0
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	0	—
⑧ 衛生管理が不十分	0	2	0	0	—
⑨ 個人情報取扱の不備など	0	0	0	0	—
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	—
⑪ 事故発生時の対策が不十分	0	0	0	0	—
⑫ 非常災害対策の不備	0	0	1	2	200.0
⑬ その他	1	0	0	1	—
【介護給付費の算定及び取扱い】	5	1	8	10	125.0
【その他】	1	0	0	0	—
合 計	13	24	48	39	81.3

6. 文書指摘事項の具体的内容

(1) 介護保険施設の指摘事項

令和5年度の本県の指導監査対象であった介護保険施設は、介護老人福祉施設70、介護老人保健施設36、介護療養型医療施設5、介護医療院7の計118施設であり、運営指導した施設数は29（運営指導率24.6%）です。

このうち文書指摘した事業所数は2（指摘率6.9%）です。

指摘件数は件で、内訳は、人員に関する基準関係で3件、運営に関する基準関係で1件となっています。

(2) 居宅サービス（介護予防を含む）事業所の指摘事項

令和5年度の本県の指導監査対象であった居宅サービス事業所は854事業所、介護予防サービス事業所は478事業所、合計1,332事業所であり、運営指導を行った事業所数は275（運営指導率20.6%）です。

このうち文書指摘した事業所数は31（指摘率10.2%）です。

指摘件数は39件で、内訳は、人員に関する基準関係で17件、運営に関する基準関係で12件、介護給付費の算定及び取扱い関係で10件となっています。

文書指摘の主な内容は次のとおりです。

【人員に関する基準】

①職員の不足、必要な資格がないなど

- ・常勤のサービス提供責任者が配置されていない。
- ・常勤・専従の管理者が配置されていない。
- ・必要な数の看護職員が配置されていない。

【運営に関する基準】

①勤務体制の確保が不十分など

- ・管理者が業務の実施状況の把握等、一元的に管理していない。

②運営規程の不備

- ・運営規程を策定していない。
- ・利用料金が実態と異なる。

③非常災害対策の不備

- ・避難、救出その他の必要な訓練が行われていない。

【介護給付費の算定及び取扱い】

①初回加算の要件を満たしていない。

②サービス提供体制加算の要件を満たしていない。

7. 介護報酬の返還状況（直近10年間）

※運営指導及び監査の結果、返還（過誤調整含む）指導したもの

	事業所数	介護報酬返還額 (千円)
26年度	25	26,143
27年度	20	10,301
28年度	12	7,503
29年度	11	11,494
30年度	7	11,328
R元年度	6	7,182
2年度	8	27,856
3年度	5	2,244
4年度	5	2,269
5年度	8	7,231
計	107	113,551

【参考】R6年度運営指導における減算・文書指摘の状況（9月上旬現在）

1. 文書指摘件数 44件（R5年度は1年間で39件）

2. 主な文書指摘事項

(1)虐待の防止（文書指摘数 13件、未実施減算 3件）

講じるべき措置：①委員会を定期的(年1回以上)に開催し、結果を従業者に周知徹底、②指針の整備、③研修を定期的(年1回以上)に実施、④担当者の設置

・上記が講じられていない場合は、文書指摘に加え、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※福祉用具貸与は3年間の経過措置を設ける。特定福祉用具販売は除く

(2)業務継続計画の策定等（文書指摘数 6件、未実施減算 1件）

講じるべき措置：①感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し、従業者へ周知、②研修・訓練を定期的(年1回以上)に開催、③必要に応じた見直し

・業務継続計画が策定されていない場合は文書指摘を行うとともに、以下のとおり減算する。

施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数

その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算しない。特定福祉用具販売は除く。

(3)感染症の予防及びまん延防止（文書指摘数 5件）

講じるべき措置：①委員会をおおむね6月に1回開催し、結果を従業者に周知・徹底、②指針の整備、③研修・訓練を定期的(年1回以上)に開催

・上記が講じられていない場合は文書指摘を行う。

(4)入浴介助加算Ⅰ（文書指摘数 3件）

加算の見直し：入浴介助に関わる従業者に対し、入浴介助に関する研修等を行うことが新たな要件として設けられた。

・今年度は改正初年度であることを踏まえ、研修が実施されているか、若しくは、研修の開催が具体的に計画されているかを確認し、確実に研修が実施されるよう指導を行う（文書指摘を行う）。

・入浴介助に関わる従業者に対する研修実施が確認できなければ、加算は認められない。